

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案	・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	・・・	5

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請に関する事案

道路運送法施行規則第55条及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第11条の2の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 2 事案の件名及びその番号
 - 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
 - 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項
- 令和5年4月20日 関東運輸局長 新田 慎二

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案

番号 要請・申請者 事案の概要（1. 要請・申請期間 2. 運賃適用地域名 3. 要請・申請概要）

23B04号 埼玉県A地区 法人タクシー事業者 122者

1. 令和5年1月27日～令和5年4月26日
2. 埼玉県A地区
3. 運賃改定要請の概要

23B05号 埼玉県B地区 法人タクシー事業者 23者

1. 令和5年1月27日～令和5年4月26日
2. 埼玉県B地区
3. 運賃改定申請の概要

以下(別紙)のとおり

1. 要請期間 令和5年1月27日～令和5年4月26日(受付期間:3ヶ月間)

2. 要請状況 (令和5年4月11日時点)

要請事業者数		要請事業者の車両数			
		特定大型	大型	普通	計(A)
法人	122 者	8 両	2 両	4,554 両	4,564 両

地区全体の 車両数(B)
5,171 両

要請車両数割合 (A÷B)×100
88.26 %

3. 要請における所要増収率 17.4%～40.0%

4. 要請運賃概要

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
		距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額
普通	1	0.880 km	500 円	186 m	100 円	70 秒	100 円	30 分	4,600 円	30 分	4,600 円
	2	0.955 ～0.987 km	500 円	202 ～210 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	4,100 ～4,250 円	30 分	4,100 ～4,250 円
	3	1.000 km	500 円	210 ～220 m	100 円	75 ～85 秒	100 円	30 分	3,970 ～4,100 円	30 分	3,970 ～4,100 円
	4	1.010 km	500 円	213 m	100 円	85 秒	100 円	30 分	4,000 円	30 分	4,000 円
	5	1.022 ～1.029 km	500 円	213 ～223 m	100 円	75 ～85 秒	100 円	30 分	3,750 ～3,940 円	30 分	3,750 ～3,940 円
	6	1.030 ～1.035 km	500 円	210 ～224 m	100 円	75 ～85 秒	100 円	30 分	3,890 ～3,990 円	30 分	3,820 ～3,900 円

○参考(現行運賃)

車種区分	距離制運賃						時間制運賃			
	初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
	距離	額	距離	額	秒	額	時間	額	時間	額
普通車	1.23 km	500 円	261 m	100 円	95 秒	100 円	30 分	3,310 円	30 分	3,310 円

5. 現行運賃改定

令和元年12月13日公示(令和2年2月1日実施)

1. 要請期間 令和5年1月27日～令和5年4月26日(受付期間:3ヶ月間)

2. 要請状況 (令和5年4月11日時点)

要請事業者数		要請事業者の車両数			
		特定大型	大型	普通	計(A)
法人	23 者	5 両	0 両	436 両	441 両

地区全体の 車両数(B)
441 両

要請車両数割合 (A÷B)×100
100.00 %

3. 要請における所要増収率 13.9%～23.4%

4. 要請運賃概要

車種区分	距離制運賃						時間制運賃				
	初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算		
	距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額	
普通	1	1.030 ～1.035 km	500 円	234 ～237 m	100 円	80 ～90 秒	100 円	30 分	3,930 ～3,950 円	30 分	3,930 ～3,950 円
	2	1.040 ～1.045 km	500 円	234 ～241 m	100 円	85 ～90 秒	100 円	30 分	3,870 ～3,880 円	30 分	3,870 ～3,880 円
	3	1.050 km	500 円	231 m	100 円	85 秒	100 円	30 分	3,970 円	30 分	3,970 円
	4	1.150 km	500 円	231 m	100 円	85 秒	100 円	30 分	3,870 円	30 分	3,870 円
	5	1.260 ～1.290 km	620 円	250 ～252 m	100 円	90 ～95 秒	100 円	30 分	3,770 ～3,780 円	30 分	3,770 ～3,780 円
	6	1.340 km	620 円	256 m	100 円	95 秒	100 円	30 分	3,670 円	30 分	3,670 円

○参考 (現行運賃)

車種区分	距離制運賃						時間制運賃			
	初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
	距離	額	距離	額	秒	額	時間	額	時間	額
普通車	1.47 km	620 円	297 m	100 円	110 秒	100 円	30 分	3,220 円	30 分	3,220 円

5. 現行運賃改定

令和元年12月13日公示(令和2年2月1日実施)

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年4月20日 関東運輸局長 新田 慎二

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

23B06号 株式会社 メディカルレジストリー

1. 令和5年2月14日
2. 特別区・武三地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の距離制運賃について、初乗距離を2kmに換算する。

- | | |
|---------|-----|
| (ア) 大型車 | B運賃 |
| (イ) 普通車 | B運賃 |

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年4月20日 関東運輸局長 新田 慎二

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

23B07号 茂木 誠司

1. 令和5年2月14日
2. 特別区・武三地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間を30分に短縮する。

- | | |
|---------|------|
| (ア) 大型車 | 上限運賃 |
| (イ) 普通車 | 上限運賃 |